

「選挙区及び定数に関する在り方調査会」(仮称)について

1 設置目的

三重県議会における選挙区及び定数の在り方について調査するため

2 役割

三重県議会における選挙区及び定数の議論に資するため、三重県議会基本条例第 13 条に基づく調査機関として、専門的・学術的な観点から、人口減少・地方創生時代における県議会の在り方や果たすべき役割を示したうえで、一票の格差や地域間の均衡等留意すべき論点について調査を行う。

3 調査結果の取扱い

三重県議会基本条例第 13 条に基づく調査機関の調査結果として最大限尊重する。

4 委員の定数及び属性

- (1) 定数 8 名以内
- (2) 属性
 - ・学識経験者
 - ・法曹関係者
 - ・議会関係団体の代表者等
- (3) その他
 - ・原則として三重県議会議員選挙の有権者を除く
 - ・女性委員の参画を想定

5 委員選定の考え方

- (1) 学識経験者
 - ・選挙区及び定数の在り方に関して専門性を有する大学教授等
- (2) 法曹関係者
 - ・選挙制度に関して専門性を有する弁護士等
- (3) 議会関係団体の代表者等
 - ・「全国都道府県議会議長会」関係者等